

朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法

2001年4月5日、朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議第10期第4回大会が平壤の万寿台議事堂で行われた。今回の会議では、今回紹介する加工貿易法のほか、関門法と著作権法が承認された。

北朝鮮は、制定された法律をすべて公開するというわけではなく、今回の加工貿易法も北朝鮮側から正式に公表されたものではない。これは、韓国の新聞報道を通じて入手した条文を日本語に翻訳したものである。利用においては、この点に留意されたい。

朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法

朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議 常任委員会 政令 第1987号

主体 89(2000年) 12月 26日

第1章 加工貿易法の基本

第1条 朝鮮民主主義人民共和国の加工貿易法は加工貿易における制度と秩序を厳格に立て、外貨収入を増やし、対外経済交流の拡大発展に寄与する。

第2条 国家は加工貿易を奨励する。加工貿易は取引対象者、取引形式、加工指標をよく選定し、加工能力と国際市場の需要を考え、外貨収入を増やしつつ、信用を守ることを原則とする。

第3条 加工貿易は、外国企業から原料、半製品、部品を受け取り、その要求のとおり加工、組み立てを行い、加工費をもらう委託加工貿易と、外国企業から原料、半製品、部品を税関の監督下で無関税輸入し、それを加工、組み立てて輸出する保税加工貿易のような様々な形式で行う。

第4条 加工貿易は多くの地域で行う。しかし、保税加工貿易は羅先(羅津・先鋒)経済貿易地帯のような特殊経済地帯のみで行うことができる。

第5条 加工貿易は国家又は社会協同団体の貿易会社が行う。必要によっては工場、企業所

も加工貿易を行うことができる。この場合、該当上級機関と合議する。

第6条 この法が規制していない事項は貿易法と対外経済契約法をはじめとする関連法規に従う。外国人投資企業は加工貿易を外国人投資企業関連法規にしたがって行う。

第7条 国家は加工貿易分野で世界各国及び国際機構との交流と協調を発展させる。

第2章 加工貿易の対象選定と審議

第8条 加工貿易対象の選定は加工貿易の先行工程である。貿易会社と工場、企業所は、経済技術的潜在力と信用がある対象、加工能力を利用し、多くの利益が上げられる対象、科学技術発展と該当単位の設備更新に役立つ対象、国際市場で需要が高い対象を選定しなければならない。

第9条 貿易会社と工場、企業所は加工貿易対象者に選定された外国企業と契約を締結する前に品名、数量、生産保証期間、商標、原産地名、加工費とその支払い方法などを書面で合意しなければならない。

第10条 加工貿易申請の審議は中央貿易指導機関が行う。羅先(羅津・先鋒)経済貿易地帯のような特殊経済地帯では地帯管理運営機関が審議する。

第11条 貿易会社と工場、企業所は該当加工貿易審議機関に次のようなことを明らかにした加工貿易申請書を提出しなければならない。

1. 委託加工貿易申請書には貿易会社又は工場、企業所の名称と所在地、業種、外国企業の名称と所在地、外国企業から提供される原料、半製品、部品の明細、加工、組み立てを行う製品名とその数量、生産保証期間、加工能力、経済技術打算資料、加工費とその計算基礎資料などを明らかにしなければならない。
2. 保税加工貿易申請書には保税地区名、保税加工貿易をする工場、企業所の名称と所在地、業種、加工能力、輸入する原資材、半製品、部品の明細、輸入額、加工製品名とその数量、設備及び技術状態、収益性打算資料、輸出実現保証資料などを明らかにしなければならない。

第12条 加工製品生産を引受ける能力を備えてない対象、加工費を低く決めた対象、国家の安全保障と社会共同の利益を阻害しうる対象に対しては加工貿易承認を行うことができない。

第13条 加工貿易審議機関は加工貿易申請を受けた日から15日以内に審議し、その結果を加工貿易申請者に知らせなければならない。

第3章 加工貿易契約の締結及び履行

第14条 加工貿易契約を正確に結んで履行することは、加工貿易を成果的に行うための重要な保証である。貿易会社と工場、企業所は加工貿易申請が承認された後に外国企業と加工貿易契約を締結しなければならない。

第15条 委託加工貿易契約書には契約当事者名、原料、半製品、部品名とその数量、加工、組み立てる製品名とその数量、商標、原産地名、生産保証期間、加工費の規模と支払い方法、委託責任及び損害補償、紛争解決などを明らかにし、保税加工貿易契約書には契約当事者名、取引商品名とその数量、規格及び品質、価格、製品の受け渡し方法、違約責任関係などを明らかにする。

第16条 貿易会社と工場、企業所は加工貿易契約を締結した日から5日以内に税関登録を行わなければならない。

第17条 契約当事者は加工貿易契約を適時に、正確に履行しなければならない。貿易会社と工場、企業所は外国企業に契約履行保証金を出すことを要求できる。

第18条 次のような場合、加工貿易契約当事者は違約金の支払い、損害賠償を請求することができる。

1. 正当な理由なしで契約履行を遅延させ又は拒絶した場合
2. 包装、品質、数量などが契約条件に合わない場合
3. 契約で決めた加工費又は商品代金を適時に支払わなかった場合
4. その他の契約違反行為があった場合

第19条 外国企業は加工、組立品の包装を契約条件のとおりにしなかったり原料、半製品、部品を他のものに変えて加工、組み立てた場合、再包装を要求したり加工、組立品の受け取りを拒絶することができる。この場合、貿易会社と工場、企業所は支出される費用を自身で負担し、違約金を支払わなければならない。

第20条 貿易会社と工場、企業所は外国企業が加工、組立品を適時に受け取らない場合、それにしたがう違約金と保管料を受けることができる。加工、組立品を受け取る期間が終わった日から3ヶ月がすぎた場合にはその販売処分ができる。

第21条 加工貿易契約当事者は相互に協議し契約の内容と期間を変更することができる。この場合、変更された内容を該当加工貿易審議機関と税関に知らせなければならない。

第22条 貿易会社と工場、企業所は契約にしたがって外国企業が提供した技術の秘密を保障

しなければならない。

第4章 加工貿易企業の経営

第23条 経営秩序を正しく立てることは加工貿易の重要な要素である。加工貿易を行う貿易会社と工場、企業所は国家が決めた秩序どおりに経営活動をしなければならない。

第24条 貿易会社と工場、企業所は加工貿易に必要な原料、半製品、包装材、機械設備、経営用物資を外国企業から提供を受けたり、輸入することができる。この場合、許可の必要はなく、関税を適用しない。

第25条 貿易会社と工場、企業所は加工作業に必要な国内の労力、原料、動力、用水、包装材、資金などの所要量を上級機関に提出しなければならない。該当上級機関は提起された所要量を検討し、国家計画又は地帯計画に噛み合せて供給しなければならない。

第26条 加工能力の不足で一部特殊な部分を加工できない場合には他の工場、企業所と外国人投資企業、又は外国企業にその加工を依頼することができる。この場合、契約を結ぶ。

第27条 貿易会社と工場、企業所は加工貿易で得た収入の中で定められた割合を国家に納付しなければならない。契約相手側から提供され、加工貿易に使われる機械設備、輪転機材などの固定資産は減価償却金の納付対象にならない。

第28条 貿易会社と工場、企業所は加工貿易を行って得た外貨を取引銀行に入れて利用しなければならない。この場合、定められた割合を機械設備、経営用物資、優待商品の購入と貿易商談、技術交流、研究及び実習費用に使うことができる。

第29条 加工貿易をする貿易会社と工場、企業所は次の行為をすることができない。

1. 稼いだ外貨を流用又は外国に預金する行為
2. 承認なしで業種、指標を変更又は増やす行為
3. 加工、組立品を国内に販売する行為
4. 加工用物資を流用する行為

第30条 貿易会社と工場、企業所は国家的措置で加工用物資を違うところに使ったり、加工品を国内に販売しようとする場合、契約相手側と事前に合議してから該当税関に知らせなければならない。

第31条 加工貿易の業種を変更しようとする貿易会社と工場、企業所は申請書類を加工貿易審議機関に出さなければならない。加工貿易審議機関は申請書類を受理した日から10日以内

に審議し、その結果を申請者に知らせなければならない。

第 32 条 加工貿易をする過程でできた債務は貿易会社、工場、企業所の費用で補償する。

第 33 条 貿易会社と工場、企業所は製品の加工、組み立てのため、外国の企業の技術的支援を受けることができる。この場合、該当手順によって必要な技術者を招聘したり、自らの技術者、労働者を技術取得のため外国に派遣することができる。

第 34 条 貿易会社と工場、企業所は外国企業の品質検査員を滞留させることができ、外国企業が提供した加工設備を交替又は修理する目的で搬出入することができる。

第 35 条 加工貿易企業の経営期間は加工貿易契約期間と同じである。加工貿易契約期間が終ったりその他の事由で加工貿易承認が取り消された場合には、取り消された日から 5 日以内に該当税関に登録取消を提起しなければならない。

第 5 章 加工貿易事業に対する指導統制

第 36 条 加工貿易事業に対する指導統制を強化することは、国家の加工貿易政策を正確に執行するための重要な保証である。国家は加工貿易事業が発展するのに合わせ、それに対する指導と統制を強化するようにする。

第 37 条 加工貿易事業に対する国家の統一的指導は内閣がする。内閣は中央貿易指導機関と特殊経済地帯管理運営機関を通じて加工貿易事業を掌握し指導する。

第 38 条 加工貿易をして国家に大きな利益を与えた貿易会社と工場、企業所には賞金を与えるなどの優待を行う。

第 39 条 中央税関指導機関は加工貿易がさまざまな形式と方法で進行されるのに合わせて税関事業を強化しなければならない。税関は中央貿易指導機関もしくは特殊経済地帯管理運営機関との連携下で、加工貿易のために受け入れた物資を流用したり加工品を国内に販売することがないようにしなければならない。

第 40 条 貿易会社と工場、企業所が加工用物資を違うところに使ったり、加工品を国内に販売したり、稼いだ外貨を流用又は海外に預金したり、加工貿易業種を変更又は拡大させて加工貿易事業に支障を招いた場合には営業を中止させ又は加工貿易承認を取り消し、物資を没収したり罰金を賦課する。

第 41 条 この法を破り、加工貿易事業に嚴重な結果をもたらした貿易会社、工場、企業所、

指導統制機関の責任者と個別的公民には情状によって行政的又は刑事的責任を負わせる。

第 42 条 加工貿易と関連した意見相違は協議の方法で解決する。協議の方法で解決できない場合には共和国の仲裁又は裁判機関に提起して解決することができる。